

○加賀市農業委員会規程

平成 17 年 11 月 24 日

農委告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、加賀市農業委員会(以下「農業委員会」という。)の事務局の設置及び事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の設置)

第 2 条 農業委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

(職員)

第 3 条 事務局に局長その他必要な職員を置く。

2 前項の職員は、農業委員会が産業振興部農林水産課職員のうちから、市長と協議して指名する者をもって充てる。

3 局長は、会長の命を受けて事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(事務処理及び服務)

第 4 条 農業委員会の事務処理及び服務については、市長部局の例による。

(専決)

第 5 条 局長は、別に定めがある場合を除くほか、次の事項を専決することができる。

- (1) 証明、照会及び回答に関すること。ただし、非農地証明に関するものは加賀市農業委員会非農地判定基準に関する規程第 5 条のただし書きに該当するものに限る。
- (2) 願、届出等の受理、経由進達及び議決事項の副申に関すること。
- (3) 所属職員の出張、時間外勤務及び休暇に関すること。

(身分を証する証票)

第 6 条 農業委員会の委員及び職員がその所掌事務を行うため立入調査をするときの身分を示す証票は、別記様式による。

(公印)

第 7 条 公印の種類は、次のとおりとする。

- (1) 農業委員会印
- (2) 農業委員会会長印
- (3) 農業委員会会長職務代理者印
- (4) 農業委員会事務局長印

2 公印の名称、寸法、書体、使用する文書の範囲、保管者、個数及びひな形は、別表のとおりとする。

(公示)

第 8 条 農業委員会の公示は、加賀市公告式条例(平成 17 年加賀市条例第 3 号)の例による。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第7条関係）

公印の名称、寸法、書体、使用する文書の範囲、保管者、個数及びひな形

種類	名称	寸法（ミリメートル）	書体	使用する文書の範囲	保管者	個数	ひな形
農業委員会印	農業委員会印	方25	古印	農業委員会名をもってする文書	局長	1	加賀市農業委員会印
農業委員会会長印	農業委員会会長印	方20	てん書	農業委員会会長名をもってする文書	局長	1	加賀市農業委員会会長印
農業委員会会長職務代理者印	農業委員会会長職務代理者印	方20	てん書	農業委員会会長職務代理者名をもってする文書	局長	1	加賀市農業委員会会長職務代理者印
農業委員会事務局長印	農業委員会事務局長印	方21	てん書	農業委員会事務局長名をもってする文書	局長	1	加賀市農業委員会事務局長印

別記様式(第6条関係)

第 号	証	本 籍 現住所 氏名 生年月日	
上記の者は、石川県加賀市農業委員会の		であることを証する。	
年 月 日		加賀市農業委員会	印